

所管課 教育委員会中央図書館運営企画課

陳情第114号	受理年月日	令和4年9月8日
	陳情者	軸丸智裕
件名	中央図書館とは別に小倉北区内に図書館を設置する提案について	
内容	別紙のとおり	
審議	令和4年10月12日の教育文化委員会にて審議	
処 理 方 針	1 本市における図書館のマネジメントの考え方について	
	① 先ず、本市における図書館のマネジメントの考え方としては、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることのできる運営体制の確立を目的とする公共施設マネジメントの実行計画において、「中央図書館を中核拠点施設とし、地区図書館を地域拠点施設とした図書館サービス体制に移行し、分館については、大規模区役所出張所周辺の施設を存続すること」と定められている。	
	② これに基づき、現在、中央図書館、子ども図書館、6地区図書館、6分館の全14館体制となっている。	
	③ なお、中央図書館の貸出冊数及び貸出人数のうち、小倉北区在住の方の割合がいずれも約75%を占めるなど、実態的には小倉北区の地区図書館的な役割も担っていると考えている。	
2 自習室や自習のできる喫茶店について		
④ 次に、陳情に記載の「自習室」については、中央図書館及び同じ建物内の子ども図書館では参考書や問題集などを持ち込んで自習できる学習室を設けている。		
⑤ また、「自習のできる店舗」については、中央図書館内の民間事業者運営のカフェでは飲食を楽しむほか、原則として自習はできないが、カフェに配架している図書等に加えて図書館で借りた図書等も閲覧できる。		
⑥ さらに、中央図書館に近い小倉南図書館及び戸畑図書館においても、学習室及び民間運営のカフェを設置している。		
3 観光客による混雑について		
⑦ なお、「市民と観光客の混在に伴う混雑が予想される」旨、記載されているが、中央図書館は、有名建築家の設計や映画のロケ地等の理由から、建築を学ぶ学生や映画ファンが訪れることがあるが、いずれも小グループであり、一般利用者の支障にはなっていない。		
4 結論		
⑧ 以上のことから、中央図書館とは別に小倉北区内に新たな図書館を設置することは考えていない。		

陳情第114号	受理年月日	令和4年9月8日
付託委員会	教育文化委員会	
陳情者	門司区上藤松二丁目11-1 軸丸 智裕	
件名	中央図書館とは別に小倉北区内に図書館を設置することについて	
要旨		
<p>現在、小倉北区には中央図書館があるが、この中央図書館は、北九州市民みんなの図書館で、かつ、スタイルが良いためか映画にも利用され、観光名所などにも利用されている。そのため、市民と観光客が密接に混在する可能性も高くなり、結果として様々な混雑が予想される。</p> <p>また、最近の流行としては、公立図書館での自習の流れもあるようであり、特に、子供を含む生涯学習の自習のための自習室や、周辺の自習をさせてもらえる喫茶店、ワーキングスペース等の強化にも力を入れていただきたい。</p> <p>については、重要なことであると考え、下記のとおり措置していただきたい。</p>		
記		
1 中央図書館とは別に、小倉北区内に区民が利用する図書館を設置すること。その中で特に、自習室や自習のできる店舗の配置に積極的にチャレンジすること。		
2 設置が決まった場合には、自習室への配慮や自習のできる店舗を周辺に配置するように提言するなど、生涯学習や研究などを促進させるように配慮すること。		